

平成31年度（令和元年度） 事業報告

自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日

公益社団法人 全国環境対策機構
代表理事 辻 正夫

序 法人の概要

【概要】

当法人は、持続可能な社会の実現に寄与することを目的として平成23年1月に一般社団法人として設立され、平成30年7月に公益法人としての認定を受けた。

当法人の特色として、多くの中小企業が法人賛助会員として参加しているが、これは社会貢献活動を通じて社会的責任を果たす意思はあるものの、時間的・予算的制約から単独では取り組みにくい企業群の要請を汲み取って当法人が設立された経緯による。

その活動は、設立以来一貫して、①将来世代である子どもの支援事業（公益目的事業1）と、②将来世代の生活基盤となる環境保護活動事業（公益目的事業2）、のふたつの柱から成っている。これら密接不可分な両事業を両輪として、当法人定款第3条に定める「幼い子供たちや生まれてくる生命のために、持続可能な社会」を実現するための活動を行っている。

主たる事務所を大阪府中央区に置くほか、東京在住の理事1名が駐在する東京事務所（東京都千代田区）を置くが、同所では事業活動は行っておらず、従たる事務所ではなく連絡場所である。

【活動及び運営】

具体的な活動は定款第4条各号に列挙されているが、現時点ではそれら全ての活動を行っているのではなく、昨年度は、これらのうち「再生可能エネルギー及び新エネルギーの普及推進事業（1号）」、「児童養護施設及び児童養護施設退所者に対する支援事業（2号）」、「生活困窮家庭の子供たちに対する支援事業（3号）」、「各種業界の専門家によるセミナー、講習会等の開催（4号）」、及び「環境保全活動の普及推進活動（5号）」を実施した。所轄庁である内閣府からも第1号乃至第5号の活動の範囲で公益認定を受けている。

役員構成は、理事11名及び監事1名で、いずれも非常勤である。役員報酬は、日常業務を統括し業務負担の重い専務理事のみに支給している。業務執行は、各事業に精通した専門家が多数役員として参画しており、また、必要に応じて外部の専門機関（税理士事務所、弁護士事務所等）の協力を得ることで、運営の適正を図っている。業務の意思決定は、最終的な判断は理事会に留保しつつ、一次的には事業ごとに配置された担当理事を中心に行う「担当理事制」を採用している（別紙附属明細書1）。副理事長のうち1名は、他の公益社団法人の理事を兼務しているが、当該公益法人の業務執行理事ではない（別紙附属明細書2）。

事務局運営は、常務理事の指揮監督にある専従職員を雇用しているほか、繁忙時には会員企業から非常勤職員やボランティア職員の提供を受けている。

活動地域は、従来は、主たる事務所のある大阪府下が中心であったが、当法人の事業を広く普及させるためには、大阪府下にとどまらず他府県にも活動範囲を拡大することが必要であり、地域拡大の取り組みが課題であると考えている。昨年度は、エネルギーコミュニケーション事業を近畿2府4県の施設を対象に実施し、物品提供支援事業（お弁当の支援）を全国の施設から公募のうえ実施した。そ

の他、子ども食堂事業、エコツアー事業、セミナー事業についても、大阪府下にこだわらず実施する方針である。

また、当法人の趣旨に賛同する他団体と連携して活動の輪を拡大することが当法人の目的達成に有用であると認識しており、子ども食堂事業において地域の他団体と連携することによって、支援児童情報の共有、周知の効率化によって、支援対象として適切な参加者が安定的に増加する等、一定の成果を得ることができた。

【資金調達】

当法人は公益事業のみを行う法人で、収益事業は行っていない。また、昨年度は助成金受入れの実績はなく、金融機関からの借入れもなかった。

従って、当法人の活動資金は当法人を構成する会員からの会費収入と寄附金収入のみで成り立っているが、会員数に例年大きな変動はなく、寄附金収入の増減が収入の変動に直結するため、当法人の活動を広く普及させて多くの賛同者を得ることが特に重要であり、構造的な課題となっている。

第1 公益目的事業1

【事業の趣旨】

本事業は、子どもたちの心身の健全な発達に寄与し又は豊かな人間性を涵養することを目的とした支援事業を行うことで、子どもたちが未来へ希望を持てる環境を整え、もって持続可能な社会を実現することを目的とする。

I エネルギーコミュニケーション活動（エネコミ）事業

【事業の概要】

子どもの生活環境の中に、CO₂排出抑制効果のあるクリーンエネルギーによる照明設備（LED設備又はソーラー発電設備）を普及させることで、地球温暖化防止に寄与し、将来世代にわたって持続可能な社会を実現することを目的とする。

具体的には、特に養護を必要とする生活環境にある児童（保護者のない児童、虐待されている児童等）に対して支援を行うことが当法人の活動趣旨に最もよく合致することから、児童養護施設を助成対象としている（但し、設置後のランニングコストは助成先の負担とする）。

助成先決定に至る手順は、別紙附属明細書3のとおりであり、助成先に決定した施設に対して、当法人の登録業者（理事会で選定された業者）が設備工事を提供する。

助成の実施に際しては、単に施設に設備を提供するだけではなく、入所児童を対象に、エネルギーの仕組みや大切さを身近な問題として学習する勉強会を開催する。これは、外部の大人たちと触れ合う機会を与え他人への抵抗感を取り除くことで、閉鎖的になりがちな施設児童の社会性を育むことを企図している。

【実績】

LED設備一式（設置工事含む）を1施設（舞鶴学園）へ助成した。助成先に決定していた松柏学園については、工事に必要な寄付金が十分に集まらなかったため、今年度は実施せず、

受け入れ済み寄付金を翌年度に繰り越したうえで、翌年度予算により実施することとした。

(1) 経過

募集期間：平成31年4月15日（月）～令和1年5月31日（金）

助成対象：大阪府、奈良県、兵庫県内、京都府、滋賀県、和歌山県の児童養護施設（既に助成している施設は除く）

一次審査：令和1年6月13日 通常理事会

二次審査：令和1年7月5日、8日 現場確認

助成施設の決定：令和1年7月25日 通常理事会

施行業者の決定：令和1年9月17日 通常理事会

(2) 助成先

① 施設名：児童養護施設 舞鶴学園

運営主体：社会福祉法人 舞鶴学園

所在地：京都府舞鶴市泉源寺立田223

工事期間：令和2年1月15日～16日

部材仕入：株式会社エコアップ

工事業者：株式会社エコアップ

総費用：2,971,779円

贈呈式：令和2年1月25日

学習会：同日「私たちのエコ活動」

② 施設名：児童養護施設 松柏学園

運営主体：社会福祉法人 松柏会

所在地：大阪府吹田市江坂町4-20-1

工事期間：未実施

部材仕入：株式会社エコアップ

工事業者：株式会社エコアップ

総費用：未実施

贈呈式：未実施

学習会：未実施

II 子ども食堂事業

【事業の概要】

生活困窮家庭（経済的な困窮家庭のみならず、家庭的・社会的なつながりを実感できる生活環境の提供が困難な家庭も含む）にある高等学校進学前の子ども（当法人の送迎なく来所可能な者）を対象に、食事を無償で提供するとともに、食後の時間に他人と触れ合う機会を設けることで、社会性を育むことを目的とする（大人の付添いは任意）。

会員企業が運営するレストランを会場とし、食事だけでなく、当法人の監督下で調理体験や他人同士の遊びを通じて社会性を育む「学びの場所」を提供する。

【実績】

昨年度は、すべて大阪府中央区内で実施し、区の社会福祉協議会や区内で同様の事業を実施する団体から情報提供や周知の協力を受けた。

場 所 : 「^{ひとはな}一華」(大阪府大阪市中央区南本町1-4-10)
内 容 : 食事はバイキング形式。お料理コーナーを設け、子どもが一人で作れそうなメニューを準備し、一緒に調理をする。食材は、家庭にありそうな食材や、安価で入手可能なものを使用する。

食後はフリースペースを用意し、ゲームなど集団での遊びの場を提供する。

協 力 : 株式会社ベック、大阪府中央区社会福祉協議会

開催日 : 平成31年4月20日(子ども22名 大人12名)

(参加人数) 令和1年5月11日(子ども29名 大人16名)

令和1年6月8日(子ども23名 大人12名)

令和1年7月6日(子ども25名 大人10名)

令和1年8月24日(子ども25名 大人14名)

令和1年9月14日(子ども16名 大人8名)

令和1年10月19日(子ども22名 大人9名)

令和1年11月9日(子ども20名 大人6名)

令和1年12月7日(子ども22名 大人5名)

令和2年1月18日(子ども21名 大人10名)

令和2年2月15日(子ども22名 大人9名)

令和2年3月14日(新型コロナウイルス感染症の拡大により中止)

参加費 : 子どもは無料 大人は300円 見学者は任意(協力金として任意に寄付)

寄 附 : 令和1年11月 社会福祉法人 大阪府中央区社会福祉協議会 善意銀行運営委員会より、5万円(第3種寄付金)の受入れ。

令和2年1月 中央区民生委員 児童委員協議会事務局より 4万円(第3種寄付金)の受入れ。

令和2年3月 大阪府 子ども輝く未来基金より 知育玩具2点現物寄附の受入れ。

III セミナー事業

【事業の概要】

本事業は、子どもの健全育成と将来の良好な生活環境向上をテーマとする講演会を通じ、会員及び一般社会へ広く問題提起し、考える機会を提供することによって、将来世代が暮らす社会の持続可能な発展を実現することを目的とする(隔年開催)。

【実績】 隔年実施のため、実施なし。

IV 企業からの物品提供支援事業

【事業の概要】

子どもの健全育成のための良好な環境の実現を目指す当法人の理念に賛同し、物品の提供を通じて社会貢献を目指す企業と、援助を必要とする寄贈先（児童養護施設）との橋渡しを行う。

制度趣旨は、寄贈元による直接支援でなく当法人が介在することによって、寄贈先の情報を持たない寄贈元の社会貢献が容易になり、また、寄贈先も心理的負担が軽減されて受入れの判断が容易になる効果が期待できることにある。

受入れ先決定に至る手順は、別紙附属明細書4のとおりであり、物品提供に応じる企業（会員企業、一般企業を問わない）を募集（常時）し、申入れがあり次第、受け入れ先を募集し、理事会で寄贈先を決定する。

【実績】

- ① 提供申出企業：株式会社キャニオン・スパイス（正会員）
物 品：カレールー60箱 レトルトハヤシ120箱（インスタント食品）
寄贈先：児童養護施設 助松寮、非営利活動法人コリアNGOセンター、NPO法人リバイブ・ハウス
受入年月日：令和1年7月31日
寄贈先決定年月日：令和1年9月17日（通常理事会）
寄贈年月日：令和1年9月17～19日

- ② 提供申出企業：株式会社出前館・日本フードデリバリー株式会社（非会員）
物 品：お弁当 4,625食（先着順）
内 容：新型コロナウイルス感染症により学校等が休校になった事への緊急支援。
寄贈先：運営実態が確認でき、且つ、配達可能な地域の児童養護施設、子ども食堂、学童保育施設 114施設
寄贈年月日：令和2年3月5～17日

第2 公益目的事業2

【事業の趣旨】

本事業は、環境保全について会員及び一般社会へ広く情報発信することによって、未来の子どもたちのために今できる環境保全活動に関する意識の向上を促し、もって持続可能な社会を実現することを目的とする。

I エコツアー事業

【事業の概要】

地球環境保全活動に関わる現場を訪問する体験を通じ、専門家の関与のもと、環境問題を深く理解し、それに取り組むために必要な技能、知識、及び経験を習得することを目的とする。

当法人は、現地集合・現地解散の活動プログラムを企画し、移動および宿泊の手配は参加者各自が手配する形式で募集する。

【実績】 隔年実施のため、実施なし。

II セミナー事業

【事業の概要】

本事業は、地球環境保全をテーマとする講演会を通じ、会員及び一般社会へ広く問題提起し、考える機会を提供することによって、将来世代が暮らす社会の持続可能な発展を実現することを目的とする（隔年開催）。

【実績】

開催日：令和2年12月10日（火）

場 所：大阪国際ビルディング17階（大阪市中央区）

参加費：1,000円（学生は無料）

参加者：175名（会員81名、一般57名、学生6名 関係者31名）

募金活動：会場にて募金箱を設置

講 師：江守正多氏（国立環境研究所 地球環境研究センター 副センター長）

テーマ：「地球温暖化と私たちの未来」

講師謝金：100,000円（当法人研修講師謝礼基準；別紙附属明細書5による）

（積算）区分C（大学教授）56,000×著名人係数（4倍）＝224,000円が上限額のところ、合意により10万円とした。

第3 法人運営

【運営方針】

- ・社員総会や理事会を必要に応じて適時に開催し、会議体により法人運営の適正を図る。
- ・当法人の理念に賛同する会員の拡大に努めるとともに、会員管理の適正を図る。
- ・担当理事の指揮監督の下、事務局の適正かつ効率的な運用を図る。

【実績】

(1) 会員数の増減

区分	H30 年度末	新入会	退会	R1 年度末	増減
正会員	3	1	0	4	1
法人賛助会員	52	8	3	57	5
個人賛助会員	14	0	0	14	0

(2) 会議体の実施

社員総会

実施日	種別	場 所	内 容
令和 1 年 6 月 27 日	定時	ストークビル 3 階会議室	議案 1、決議 1
令和 2 年 3 月 17 日	臨時	ストークビル 3 階会議室	議案 1、決議 1

理事会

実施日	種別	場 所	内 容
平成 31 年 4 月 19 日	通常	ストークビル 3 階会議室	議案 3、決議 3
令和 1 年 5 月 17 日	通常	ストークビル 3 階会議室	議案 2、決議 2
令和 1 年 6 月 13 日	通常	ストークビル 3 階会議室	議案 4、決議 4
令和 1 年 7 月 25 日	通常	ストークビル 3 階会議室	議案 4、決議 4
令和 1 年 9 月 17 日	通常	ストークビル 3 階会議室	議案 3、決議 3
令和 1 年 10 月 18 日	通常	ストークビル 3 階会議室	議案 2、決議 2
令和 1 年 11 月 13 日	通常	ストークビル 3 階会議室	議案 3、決議 3
令和 2 年 1 月 22 日	通常	ストークビル 3 階会議室	議案 4、決議 4
令和 2 年 2 月 18 日	通常	ストークビル 3 階会議室	議案 5、決議 5
令和 2 年 3 月 17 日	通常	ストークビル 3 階会議室	議案 7、決議 7

(3) 業務執行体制

業務執行：各担当理事（別紙附属明細書 1）が各業務の主担当者となる。

繁忙業務は、会員企業からボランティアの提供を受けて実施する。

事務局体制：常勤職員 1 名、非常勤職員 4 名（常務理事が統括）

当法人が雇用する者は、常勤職員のみ。

業務執行理事による業務執行状況の報告（法91条2項）：各理事会にて報告

(4) 定款以外の内規

名 称	改廃主体	制定日	施行日
公益社団法人全国環境対策機構 会員規程	社員総会	H28. 11. 10	H29. 1. 13
公益社団法人全国環境対策機構 役員の報酬及び費用に関する規程	社員総会	H28. 11. 10	H29. 1. 13
公益社団法人全国環境対策機構 寄附金規程	理事会	H29. 1. 12	H29. 1. 13
公益社団法人全国環境対策機構 事業実施規程	理事会	H29. 1. 12	H29. 1. 13
公益社団法人全国環境対策機構 業務執行理事の専決に関する規程	理事会	H31. 3. 15	H31. 4. 1
公益社団法人全国環境対策機構 他団体との提携に関する規程	理事会	H31. 3. 15	H31. 4. 1

(5) 重要な契約・覚書（詳細は別紙附属明細書6）

- ① 「建物賃貸借契約書」
- ② 「貸室一部賃貸借契約書」
- ③ 「子ども食堂事業に関する覚書」

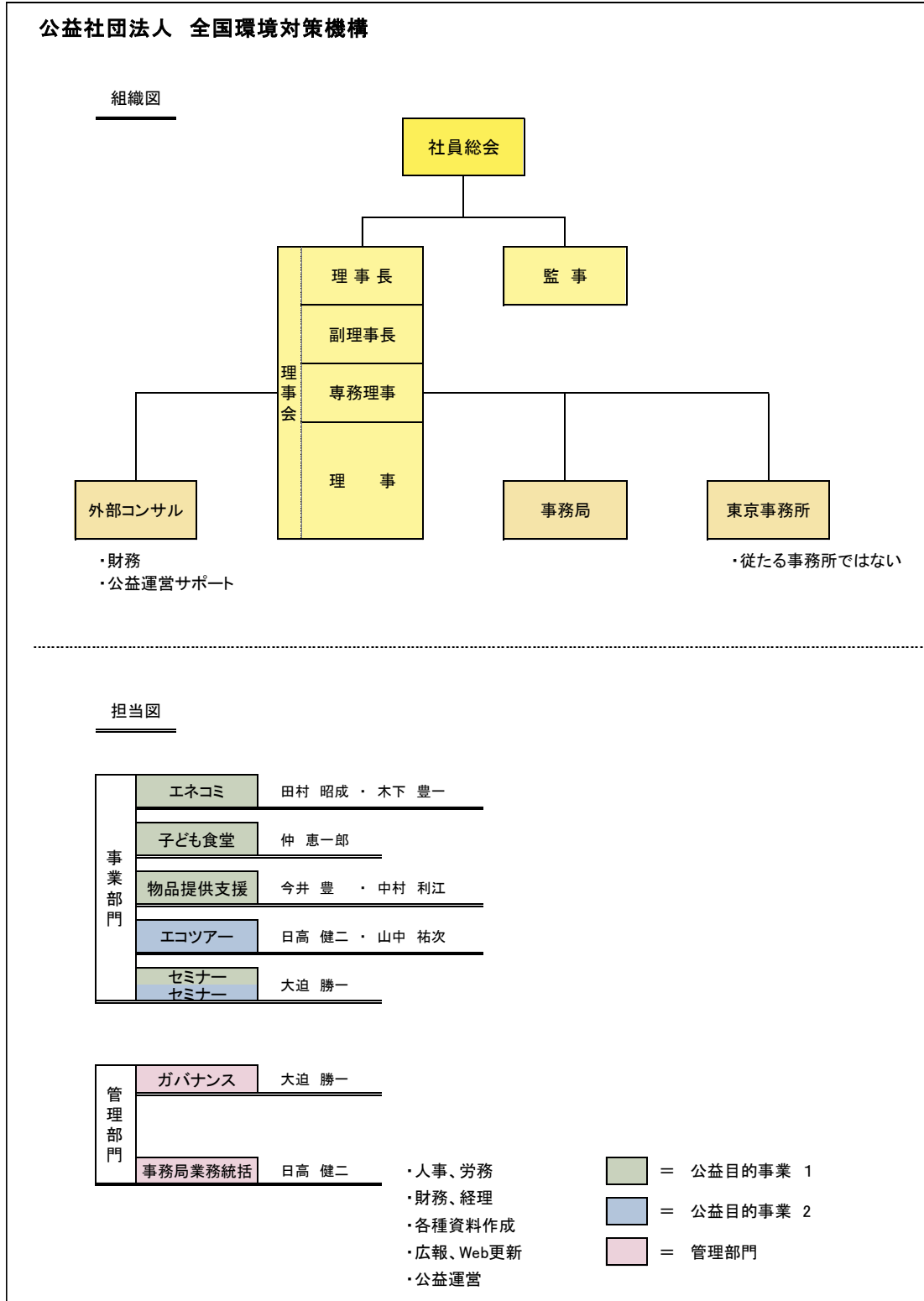
(6) 情報発信

- ① ウェブサイト
法人ホームページのリニューアル
<https://www.jeo.or.jp/>
特設サイト（エネルギーコミュニケーション活動）
<https://www.enecomi-jeo.org/>
- ② SNS（公式LINE）による発信
- ③ リーフレット（エネコミ活動）の配布

平成31年度（令和元年度）事業報告の附属明細書

（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1 当法人の組織及び各理事担当図



2 役員以外の法人との兼職の状況

当法人の役職	氏名	兼職先法人	兼職先の役職	備考
副理事長	池田直樹	(公社) アジア協会・ アジア友の会	常任理事	業務執行理事ではない。 (※)

(※) 当該法人では会長、理事長、副会長、専務理事及び常務理事が業務執行理事と定められている。

3 助成先の決定プロセス（エネルギーコミュニケーション活動）

平成31年度（令和1年度） エネルギーコミュニケーション活動事業	
募集	・期間：2019.4.15～5.31 1ヶ月半 ・対象施設へ募集要項その他資料を郵送。及び、HPへ掲載。
↓	
一次審査	・理事会にて、申請書を審査する。(2019.6.13)
↓	
抽選	・一次審査通過多数の場合、現場確認に行く順番を決める為の抽選をする。(2019.6.13)
↓	
現場確認 (二次審査)	・現場確認をし、設置可能な施設、LED2施設が決まれば、現場確認は終わる。(6月下旬～7月初旬) (現場確認は事務局と専門知識のある協力者で行う)
↓	
理事会決議	・寄贈対象施設の決議を行う。(7月通常理事会)
↓	
決定通知	・寄贈が決まった施設へ通知を行う。(担当理事、事務局で往訪)
↓	
業者選定	・登録している施行業者に見積りを依頼。 (登録業者を会員に限定せず、HP、チラシにて募集を行う。)
↓	
理事会決議	・上記、見積りの中から、一番費用が安価な業者に依頼する。(8月臨時理事会)
↓	
実施	・エコ寄付金が集まり次第、実施していく。(9月下旬予定) ・年度内に寄付金が集まらない場合は法人会計より補てんし、年度内に予定の施設への寄贈を終える。

4 受け入れ先の決定プロセス（物品提供支援事業）

- 1) 物品提供の申出企業（会員企業、一般企業を問わない）の募集（常時）
- 2) 申出（物品提供申出書を提出）が有れば、本事業の理念に合致する受け入れ可能な物品であるかを理事会にて確認
- 3) 物品の受け入れ（受領書を発行）
- 4) ウェブサイトにて企業名、物品の内容、個数を公表し、受け入れ先の公募（募集期間は10日～15日程度）
- 5) 理事会にて受け入れ先を決定（応募多数の場合は抽選）
- 6) 物品の引渡し（物品受領書の取り付け）

7) ウェブサイトにて実績を公開

5 講師謝礼基準

当法人の事業実施規程10条2項では「標準的な支払基準による」とされており、以下の基準に従って、決定している。この基準は、主たる事務所所在地である「大阪府」の算定式（「研修講師謝礼基準（当時）」に準拠したものである。なお、著名人（職種区分のよりがたい場合）を講師に招く場合は、該当区分又は一般人の上限値に著名人係数（原則として1倍～5倍の5段階）を乗じて価額を決定している。

区分	職種区分	1講演あたり謝礼
A	大学学長	56,000円
B	弁護士、評論家、コンサルタント、会社団体の長	45,000～56,000円
C	大学教授、国官公庁部長級	56,000円
D	大学准教授、国官公庁課長級、地方公共団体局長級、会社団体役員	45,000円
E	大学講師、国官公庁課長補佐級、地方公共団体課長級、会社団体の上級管理職	34,000円
F	大学助手、高校教諭、国官公庁係長級、地方公共団体課長補佐級、会社団体のその他職員	22,000円

- ・旅費（交通費）は、別途実費を支給する。
- ・近隣府県在住の講師については、1日につき1,000円を加算する。
- ・上記職種区分によりがたい講師（著名人など）の場合は、上限額の範囲内で、その都度決定する。
- ・上限額は、1講演1名あたり30万円（消費税別）とする。

（上限額の算定式）

1講演あたり56,000円＋近隣府県加算1,000円（一般人の上限）×著名人加算5倍（諸経費込）＝285,000円≒30万円

6 重要な契約の詳細

（1）「建物賃貸借契約書」

契約年月日：平成31年1月31日

契約相手方：株式会社ベック

対象物件：大阪府中央区南本町1-4-10

ストークビル5階部分の一部

契約期間：2019年2月1日～2021年1月31日（自動更新条項付）

賃料：月額46,722円（消費税別）

予納金：敷金139,877円（敷引なし）、礼金93,251円（返還なし）

説明：主たる事務所の同一ビルの7階から5階への移転に伴う新契約

(2) 「貸室一部賃貸借契約書」

契約年月日：平成30年8月1日

契約相手方：有限会社奥村ビル

対象物件：東京都千代田区神田駿河台2-1-34

プラザ御茶ノ水ビル5階509号室の一部

契約期間：平成30年8月1日～平成32年7月31日（自動更新あり）

賃料：月額1万円（消費税込）

予納金：なし

説明：東京事務所として使用

(3) 「子ども食堂事業に関する覚書」

契約年月日：平成30年8月1日

契約相手方：株式会社ベック

契約期間：定めなし

説明：子ども食堂実施のための従業員、会場等の提供と費用負担に関する取り決め